

## 指定居宅療養管理指導運営規程

第1条 株式会社 国見ファーマシーが運営するふたば調剤薬局が実施する指定居宅療養管理指導の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅管理指導を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 ふたば調剤薬局が実施する指定居宅療養管理指導の従業者は、要支援・要介護者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の向上を図ります。

なお、指定居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 指定居宅療養管理指導を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名称 ふたば調剤薬局

(2) 所在地 雲仙市国見町多比良乙 413

(従業員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 指定居宅療養管理指導の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

〔薬局の薬剤師の場合〕

薬剤師 2人（常勤）

薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画に基づき、居宅を訪問し、要支援者・要介護者に対して療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。

(サービス提供日及び提供時間)

第6条 居宅療養管理指導の提供日及び提供時間は、次のとおりとする。

月～金の午前9時から午後6時

※ ただし、国民の祝日、12月29日～1月4日、8月13日～8月16日までを除く。

※ 電話などにより、上記時間外においても連絡が可能な体制とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。なお、介護保険の一部負担金につき公費負担がある場合は、

その分を減免する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第8条
1. 従業者の質的向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。
  2. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
  3. この規定に定める事項の他、運営に関する事項は、あさひ調剤薬局が定める。

(附則)

この規程は、令和3年2月1日から施行する。